

## 〈 当院の保険適用における治療の基本方針 〉

### 体外受精の場合

保険診療を行う場合は自費診療(保険外診療)の併用、いわゆる混合診療が禁止されております。保険診療は標準治療となるため、治療方法や使用できる薬剤の種類や量に制限がありますが、当院では、保険診療範囲内でも治療のクオリティを低下させないよう最大限努めてまいります。

- 保険回数制限のカウントは「移植回数」です。「採卵回数」はカウントされません。採卵に回数制限はありませんが、保険診療で作成した余剰胚凍結がある場合、それを使用(融解胚移植)しない場合は次回の採卵は保険適用されません。
- 移植回数制限があるため、採取した卵子からはできるだけ良好胚を選別して凍結します。当院での採卵周期は、患者さまの状況に合わせて5~10個程度の採取卵数を目指す調節卵巣刺激法で行います。
- 当院の顕微授精は従来法より高精度で良好精子を選別できる「IMSI-PICSI法」で行っています。保険適用の治療においても先進医療に認められた技術においては、可能な限りご提案してまいります。(先進医療：自費)
- 当院の培養は、基本的にはタイムラプス培養器を使用します。(先進医療：自費)
- 当院の胚移植は基本的には「アシステッドハッチング」「ヒアルロン酸含有培養液」の使用を患者さまの状態に合わせて施行いたします。(保険適用)
- 余剰胚は胚盤胞で凍結保存を行います。回数制限は「移植回数」となりますので、当院の良好胚基準を満たした胚を当院の判断で凍結保存いたします。
- 胚移植は、これまでの当院の方針に従い胚盤胞での全胚凍結及び融解胚移植を基本といたします。
- 当院では、診療時間外・休診日における採卵や胚移植は行っておりません。そのため自然周期採卵および自然周期胚移植も選択可能ですが、ご希望に添えない可能性があります。詳しくは医師とご相談ください。

### 人工授精の場合

- 産み分け人工授精の場合は、治療計画書の作成開始から自費診療になります。